

第10回 村上市議会議会改革調査特別委員会記録

- 1 日 時 令和4年12月9日(金) 午後2時51分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 報告
(1) 調査結果等の報告
- 4 協議事項
(1) 議員政治倫理条例について
(2) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について
(3) その他
- 5 その他
- 6 出席委員(7名)

2番	高田 晃 君	3番	菅井 晋一 君
4番	鈴木 いせ子 君	5番	鈴木 一之 君
6番	本間 善和 君	7番	尾形 修平 君
8番	長谷川 孝 君		
- 7 欠席委員(1名)

1番	川崎 健二 君
----	---------
- 8 傍聴議員(2名)

上村 正朗 君	富樫 雅男 君
---------	---------
- 9 地方自治法第105条による出席者
議長 三田 敏秋 君
- 10 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝 国吉 君
- 11 議会事務局職員

局長	内山 治夫
次長	鈴木 渉
書記	中山 航

(午後 2時51分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

報告(1) 調査結果等の報告

長谷川委員長 初めに、報告の(1)、調査結果等の報告について、事務局から説明願う。

事務局 長 それでは資料をご覧ください。第9回議会改革調査特別委員会の概要ということで開催日は11月22日である。(1)として議員の人材確保についてということでご協議をいただいたところである。福利厚生の実施についてご協議いただいた。①議員の人間ドックなどの健康診断への助成制度については、県内でも実施している議会が少なく提案はしないことと決定いただいたところである。②として、立候補にかかわる会社員の休暇制度の法制化は、事業者の負担も考慮する必要があり、現時点では時期尚早と判断し、今後の情勢を見ながら必要に応じて協議することと決定いただいた。続いて、③地方議員の厚生年金への加入については、なり手不足対策として有効であり、国へ

意見書を提出する方向で調整することと決定いただいたところである。次に、(2) 議会運営のデジタル化についてである。燕市等の視察の結果から、事務レベルで調整した結果、庁舎の構造や設備の関係から電波状態等の調査が必要なことから、当初のスケジュールを変更して、タブレットによるペーパーレス化の目標時期を令和6年度末とスケジュールを確認いただいたところである。(3) として、議会倫理条例の制定に向けてパブリックコメントの実施状況をご説明申し上げたところであった。以上である。

協議事項(1) 議員政治倫理条例について

長谷川委員長 初めに、協議事項の(1)、議員政治倫理条例についてを議題とする。事務局から説明願う。

事務 局長 それでは、次の別紙3になるが、村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果ということで、11月15日から12月5日までの21日間パブリックコメントを行った。その結果、意見書の提出が1名あって提出は1件ということである。郵送による提出であったが具体的な氏名については非公表としているので、申し上げない。参考としてホームページの閲覧者数であるが、12月5日締切時点である。議会側のホームページの閲覧者数が137、それから理事者側のホームページの閲覧者数が71ということで合計208件の閲覧の状況の中で、提出者が1名という状況である。裏面をご覧ください。具体的に提出いただいた意見、それからそれに対する市議会の回答ということで案を作らせていただいたところである。まず意見の概要であるが、第2条の議員は、市民全体の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位の向上に努めなければならない。ということで、その内容について一つ目として倫理義務とはどういうことか具体的に説明をお願いしたい。二つ目として、品位の向上とはどういうことかというふうなことである。右側になるが、その回答の案として前段説明文を記載させていただいているが、中段のよってから読ませていただくが、よって、本条例では、「倫理的義務」につきましては、第3～5条に政治倫理基準等として具体的に決めました。ということで、次の資料で議会の倫理条例について条例案をお示ししているところであるが、ちょうどその3条のところをご覧くださいと政治倫理基準ということで、具体的に遵守しなければならない基準を別記して、第1項から第8項まで列記しているところである。次にその4条であるが、4条については請負契約等に関する遵守事項ということでこれについても具体的にお示ししているところであるし、次はぐっていただくと、第5条については、補助金等を受けている団体等の役員への就任ということで、これについても具体的にお示ししているところであるので、倫理的義務については第3条から第5条ということで回答を作らせていただいている。また、次の品位の向上については、議会の品位を市民代表の選良たる議員によって構成され、公の問題を議論する場である議会の機能や権威を認識し、議員の社会的地位にふさわしい良識ある行動をとらなければならないものということで捉えており、その向上を努力義務として規定したものです。ということで回答のほう作らせていただいている。こういった回答について、皆さんご了解いただければホームページのほうで回答として公開したいと考えているが、こちらのほうにご意見を頂戴したいと思っている。

長谷川委員長 この1名の方のパブリックコメントの結果ですね、回答も含めて皆さんから何かご意見あったらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 このとおりでよろしいね。わかった。

事務 局長 それではこのとおりということで、回答のほうをホームページに上げさせていただきたいと思う。それでこの回答でよろしいということになれば、政治倫理条例のほうに内容については、特に修正する部分が必要ないということになるかと思うので、政治倫理条例については、パブリックコメントを終了をしたということでこのまま議案として上げさせていただきたいと思う。引き続き説明させていただくと、第3条から5条までについては倫理条例の規準ということで先ほど申し上げたとおりであるし、第6条については、審査の請求ということでの記載である。前にもご説明申し上げたが、市民からの請求の権利を含めたものであるが、中段のところで選挙人登録名簿の総数の100分の1以上の者の連署をもってということの表示があるが、12月1日現在の選挙人名簿登録者が49,359人ということで在外人も含めると23人プラスされて、49,382人ということで、今100分の1をすると494人以上という形になる。それから議員にあっては議員定数の8分の1以上ということになるので、現時点では3名以上ということで違反する疑いがあることを証する資料を添えて、文書によって議長に審査を請求することができるというふうな内容になっている。それからちょっと飛ばさせていただいて、最後の附則のところであるが、第1条が公布日の規定であるが、第2条について、協議の中で議会基本条例にこの条例に上げている第5条の補助金等を受けている団体等への役員就任ということで、議会基本条例にも載っている部分でもあるが、これについて議会基本条例のほうからこちらの倫理条例のほうに移行するというふうな予定できているので、それに基づいて、第2条のほうで附則のほうで議会基本条例の改正を同時に行うというふうなスタイルに改めているので、この部分が皆様にお示しした内容から変更されている部分である。倫理条例についてはこの内容でご承認いただければ、この後署名をしていただくという段取りで準備はしている。

長谷川委員長 今の事務局長の説明に対してご異議ないね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

協議事項(2) 議員の人材確保について

長谷川委員長 次に、(2)、議員の人材確保についてを議題とする。

事務 局長 前回の報告で申し上げたところであるが、議員の人材確保については、③の厚生年金への加入について意見書を提出するという形であったので、意見書の案を作らせていただいた。別記であるが、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書(案)ということで、中段から下3行ほど網掛けをしている部分があるが、これ以外の部分については、市議会議長会の案に従った記載となっている。この網掛け部分については、議会改革調査特別委員会のほうのこれまでの審査を反映した、村上市オリジナルの部分を追加させていただいている。3行目からちょっと読ませていただくが、このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められているほか、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。ということで、市議会議長会から示されているものについては、都市部を中心に専門化が進んでいるということで、都市部においては比較的報酬が高い傾向にあるので、専門化が進んでいるというような記載がある。一方でということで、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど

住民の関心の低さが問題となっているということであるが、先ほどの専門化の話に対して、地方は状況が違うということで、ここでオリジナルの部分を加えさせていただいて、さらに地方においては、議員報酬の課題や社会保障の面から子育て世代など、若手議員のなり手不足が深刻化している。そのことが地方議会の年代的な偏りを助長し、平均年齢を押し上げる一因となっているというふうなことを付け加えさせていただいている。このような形で案のほうを作らせていただいているが、こちらについてご意見頂戴したいと思う。

長谷川委員長 皆さんから意見書案について意見があったらお願いします。

菅井 晋一 全然いいのだが、議員年金がなくなったということもあればいいのかなど。議員は年金がないんだということ、それがなくなったから厚生年金に入れてくれと、そういうことだよ。だいぶ前の話だが。

事務 局長 議員年金がなくなったというのは平成23年当時の話である。全てなくなったという誤解がちょっとあるかと思うが、それぞれ加入いただいている個々の厚生年金については支給されるわけであるので、議員年金という制度がなくなったということで、それ以前に加入されていた方については、引き続きお支払いのほうはされているわけであるし、状況についてはあえてそこまで載せなくても理解いただけるかなと思っている。

長谷川委員長 よろしいか。ほかにないか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 今回の菅井委員のものに関しては、加えるということなしでこのままの原文どおりでお願いしたいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務 局長 それでは、これでよいということだったのでお帰りの際に署名できるように準備しておくのでよろしくをお願いします。

協議事項(3) その他

長谷川委員長 次に、(3)、その他の事項で、事務局から何かあるか。

事務 局長 ひとつ皆さんにご意見伺いたいが、議会改革調査特別委員会としてここまででひととおりというか、一定の方向性がある程度出たと考えているので、今日ご決定いただいた案件を最終日に提案していただくという形になるので、その段階で委員長から中間報告をいただくと非常に皆さんわかりいいのではとちょっと考えているが、そういったことについてお考えをお伺いしたいと思うが。

長谷川委員長 中間報告をすべきかということである。そして次の段階に進むということである。

(「はい」と呼ぶ者あり)

三田 議長 是非やっていただきたいと思う。一丁目一番地だが議場内での携帯電話の持込み、あるいは服装、特に今定例会において改革されているんじゃないかなと私自身も感じているので、その辺も含めて報告していただければありがたいと思う。

長谷川委員長 では報告するというのでよろしいね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務 局長 中間報告だが、本来だと皆さんにこういった内容でお話するというご確認いただければよろしいが、現段階でまだ案がないのでこちらについては委員長一任という形よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 そのように願います。

その他

長谷川委員長 次に、4、その他の事項で、皆さんから何かあるか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 最後に、次回委員会の開催日時をご相談いたす。

事務 局長 もし何か今日の段階で疑義があれば、20日にさせていただこうかと思っていたが、特に疑義がなかったのでこのまま最終日を迎えられると思っているので、当面しばらくは状況を見てまたご案内させていただきたいと、委員長副委員長と相談のうえでまた日程のほう取らせていただきたいと思います。

長谷川委員長 そのような形でよろしく願いしたいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 (長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午後 3時09分)